

令和6年度 確定給付企業年金監査結果(主な指摘事項)

監査事項	指摘内容
給付	給付の裁定時には、確定給付企業年金法施行規則第33条に基づき、請求書に生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類が添付されていることを確認すること。
資産運用	運用の基本方針の運用受託機関の選任に関する事項には、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」(平成14年3月29日年発第0329009号)の3(4)に基づき、特定の運用受託機関に対する資産の運用の委託が資産全体から見て過度に集中しないよう、集中投資に関する方針を定めること。
その他	確定給付企業年金に係る業務概況については、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、事業主等は確定給付企業年金の加入者に対し、毎事業年度1回以上、同法施行規則第87条に規定する事項を周知することとされている。しかしながら、同法施行規則第87条に規定する事項の一部の周知ができていなかったことから、法令に基づく周知を適切に行うこと。
	確定給付企業年金に係る業務概況について、確定給付企業年金法第73条及び同法施行規則第87条に基づき、毎事業年度1回以上、加入者に周知を行うこと。
	企業年金等が特定個人情報等に関する取扱事務を行うにあたっては、「企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて」(平成27年10月5日年発1005第3号)に基づき、取扱規程を策定すること。
	「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」(平成29年5月30日付け年発0530第5号)に基づき、個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。